5　地域における大学振興・若者雇用創出推進会議

地方公共団体は、計画の案を作成し、及び認定計画の実施に関し必要な事項その他地域における大学振興・若者雇用創出の推進に関し必要な事項について協議するため、地域における大学振興・若者雇用創出事業を実施し、又は実施すると見込まれる大学及び事業者若しくは事業者が組織する団体と共同して、協議により規約を定め、地域における大学振興・若者雇用創出推進会議を組織することができることとした。（第一〇条関係）

6　交付金の交付

国は、認定地方公共団体に対し、当該認定地方公共団体の認定計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、予算の範囲内で、交付金を交付することができることとした。（第一一条関係）

7　特定地域内学部収容定員の抑制等

大学の設置者又は大学を設置しようとする者は、一部の場合を除き、大学の学部（短期大学の学科を含み、夜間において授業を行うもの及び通信により教育を行うものを除く。以下同じ。）の学生が既に相当程度集中している地域であって他の地域における若者の著しい減少を緩和するために当該学生が更に集中することを防止する必要がある地域として政令で定める地域（以下「特定地域」という。）外の地域における若者の修学及び就業を促進するため、特定地域内における大学の学部の設置、特定地域外から特定地域内への大学の学部の移転その他の方法により、特定地域内学部収容定員（特定地域内に校舎が所在する大学の学部の学生の収容定員のうち、当該校舎で授業を受ける学生に係るものとして政令で定めるところにより算定した収容定員をいう。）を増加させてはならないものとした。（第一三条関係）

8　勧告及び命令

㈠　文部科学大臣は、大学（学校教育法第二条第二項に規定する公立学校又は私立学校であるものに限る。）の設置者又は大学を設置しようとする者（以下「公私立大学設置者等」という。）が7に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、当該公私立大学設置者等に対し、その是正のために必要な措置を講ずることを勧告することができることとし、勧告を受けた公私立大学設置者等が、正当な理由がなくて当該勧告に係る措置を講じなかったときは、当該措置を講ずることを命ずることができることとした。（第一四条第一項及び第二項関係）

㈡　文部科学大臣は、勧告又は命令を行うために必要があると認めるときは、当該公私立大学設置者等に対し、報告又は資料の提出を求めることができることとした。（第一四条第三項関係）

9　地域における若者の雇用機会の創出等

国は、地方公共団体と連携して、地域における若者の就業を促進するため、地域の特性を生かした創業の促進及び地域における事業活動の活性化による若者の雇用機会の創出、地域における適職の選択を可能とする環境の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとした。（第一五条関係）

10　施行期日等

㈠　この法律は、平成三〇年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行するものとした。ただし、7及び8並びに㈡は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとした。（附則第一条関係）

㈡　7及び8は、平成四〇年三月三一日限り、その効力を失うものとした。（附則第二条関係）

㈢　政府は、平成三六年三月三一日までの間に、専門職大学等の設置の状況その他この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとした。（附則第五条第一項関係）

㈣　政府は、平成四〇年三月三一日までの間に、地域における若者の修学及び就業の状況その他この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとした。（附則第五条第二項関係）

◇地域再生法の一部を改正する法律（法律第三八号）（内閣府本府）

1　地域再生計画の記載事項の追加等（第五条第四項関係）

㈠　地域再生計画に記載できる地方活力向上地域等特定業務施設整備事業について、準地方活力向上地域（集中地域のうち、人口の過度の集中を是正する必要がある地域及びその周辺の地域であって政令で定めるもの以外の地域であり、かつ、当該地域の活力の向上を図ることが特に必要な地域をいう。以下同じ。）において特定業務施設を整備する事業を追加することとした。

㈡　地域再生計画に記載できる事項に、地域来訪者等利便増進活動に必要な経費の財源に充てるため、地域来訪者等利便増進活動の実施区域内において当該地域来訪者等利便増進活動により生ずる利益を受ける事業者から市町村が負担金を徴収し、地域来訪者等利便増進活動を実施する特定非営利活動法人等（以下「地域来訪者等利便増進活動実施団体」という。）に対して交付金を交付する事業に関するものを追加することとした。

㈢　地域再生計画に記載できる事項に、商店街活性化促進区域において商店街の活性化を図るために行う事業であって、地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資するもの（以下「商店街活性化促進事業」という。）に関するものを追加することとした。

2　特定地域再生事業に係る課税の特例の見直し（第一六条関係）

特定地域再生事業を行う株式会社により発行される株式の取得に係る課税の特例に係る認定地方公共団体による株式会社の要件の確認を株式の取得後に行うこととした。

3　地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に係る課税の特例の見直し（第一七条の二～第一七条の六関係）

㈠　地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を実施する個人事業者又は法人が作成する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について、都道府県知事の認定を受けたときは、独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務保証及び課税の特例の適用があることとした。

㈡　集中地域のうち特定業務施設の集積の程度が著しく高い地域から地方活力向上地域又は準地方活力向上地域に移転して設備を新設し、又は増設した者に係る地方税の課税免除及び不均一課税に伴う措置について定めることとした。

4　地域来訪者等利便増進活動計画の作成等（第一七条の七～第一七条の一二関係）

㈠　1の㈡の事業が記載された地域再生計画が内閣総理大臣の認定を受けたときは、地域来訪者等利便増進活動実施団体は、当該地域来訪者等利便増進活動の実施に関する計画（以下「地域来訪者等利便増進活動計画」という。）を作成し、認定市町村の長の認定を申請することができることとした。

㈡　㈠の認定を申請する地域来訪者等利便増進活動実施団体は、総受益事業者の三分の二以上の受益事業者の同意を得なければならないこととした。

㈢　認定市町村は、地域来訪者等利便増進活動実施団体が実施する地域来訪者等利便増進活動により受けると見込まれる利益の限度において、条例で定めるところにより、受益事業者から負担金を徴収することができることとし、地方税の滞納処分の例により、負担金及び延滞金を徴収できることとした。

㈣　負担金及び延滞金の収納の事務については、収入の確保並びに当該負担金及び延滞金の徴収を受ける受益事業者の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人に委託することができることとした。

㈤　認定市町村は、㈢の負担金を徴収したときは、地域来訪者等利便増進活動実施団体に対し、地域来訪者等利便増進活動に必要な経費の財源に充てるため、交付金を交付するものとした。

㈥　㈠の計画には、都市公園における自転車駐車場等の来訪者等の利便の増進に寄与する施設又は物件の設置に関する事項を記載できることとし、当該事項に関する都市公園法の特例が認められることとした。

5　商店街活性化促進事業計画の作成等（第一七条の一三～第一七条の一六関係）

㈠　1の㈢の事業が記載された地域再生計画が内閣総理大臣の認定を受けたときは、認定市町村は、商店街活性化促進事業の実施に関する計画（以下「商店街活性化促進事業計画」という。）を作成できることとした。